

平成25年5月15日

平成25年度「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者（執行団体）の公募の結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

平成25年度「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者（執行団体）について、平成25年4月24日から平成25年5月13日まで公募したところ、1件の応募がありました。

公募のありました提案について、厳正な審査を行った結果、次のとおり補助事業者を決定しましたので、お知らせいたします。

○補助事業者

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ、一般社団法人環境共生住宅推進協議会（2者による共同提案）

（本件に関する問い合わせ先）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

担 当：谷山・内上

電 話：03-5253-8111（内線39-421）

FAX：03-5253-1629

(参考)

補助対象事業者の要件	評価結果
(1) 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）及び住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の両事業を同一の事務局（コンソーシアムも可）で執行できること。	○
(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業、及び住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の執行に際しては、間接補助事業者に対する申請窓口の一体化や、補助事業の採択等に係る審査委員会等を一体で行う等、両事業を一体として効率的に執行できること。	○
(3) 当該補助事業の実施に関する計画が、適切なものであること。	○
(4) 住宅及び建築物の省エネルギーに関する技術に精通しており、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。	○
(5) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。	○
(6) 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。	○
(7) 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。	○
(8) 当該補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底すること。	○

※補助事業対象者に求められている（1）～（8）の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、一般社団法人環境共創イニシアチブ、一般社団法人環境共生住宅推進協議会の2者による企画提案書を特定した。